市原市 家庭系ごみと資源物の分け方・出し方

資源物

収集日（週1回）

毎週 ○ 曜日

ペットボトルネット

缶袋（あきカン 市原市）　びん袋（あきビン 市原市）

資源物は、ごみステーションのほか、地域の集団回収にも出すことができます。町会や子ども会、PTA等の団体による地域での資源物の集団回収もご利用ください（回収量に応じて助成金が出ます）。

◎回収日・場所等は団体により異なりますので、直接団体にご確認ください。

古紙

古紙の出し方

●種類別に分けて、ひもで十字にしばります。

雑誌　紙パック　雑がみ

段ボール　新聞紙

ひもでしばる

雑がみとして出せるもの

メモ用紙・コピー用紙　ダイレクトメール　包装紙　カレンダー（金具は取り除く）　紙袋　封筒・はがき　お菓子の箱　ティッシュの箱（ビニールは取り除く）

出し方　●紙袋や段ボールに入れてひもでしばります。

出すときの注意　●ガムテープは使わないでください。

出せないもの

●古紙再生の妨げとなる素材もあります（燃やすごみに出します）。

においのついた紙　防水加工された紙　レシート等の感熱紙　複写伝票等のカーボン紙 ノーカーボン紙　写真等の印画紙　プラスチックフィルムやアルミ箔等を貼り合わせた複合素材の紙

出すときの注意　●雨天の場合は、次の収集日に出してください（濡れたものは資源物として利用できません）。

飲食用の缶

飲食用の缶の出し方

●ごみステーションに備え付けの袋に入れます。
●水で中をすすいでから出します。

飲料用アルミ缶　飲料用スチール缶　食料用アルミ・スチール缶

出すときの注意　●缶袋に入れるときは、ビニール袋に入れた状態で入れないでください。

布類

布類の出し方

●種類別に分けて、ひもで十字にしばります。

衣類　毛布　カーテン（遮光・レースは除く）　ぬいぐるみ（50cm以下のもののみ）

出すときの注意　●雨天の場合は次の収集日に出してください（濡れたものは資源物として利用できません）。
●汚れ・破れのひどいものは50cm以下に切って燃やすごみに出してください。

飲食用のびん

飲食用のびんの出し方

●ごみステーションに備え付けの袋に入れます。
●水で中をすすいでから出します。

飲料用びん　食料用びん　酒びん

出すときの注意　●ふたは取る。金属のふたは燃やさないごみに出してください。
●びん袋に入れるときは、ビニール袋に入れた状態で入れないでください。

ペットボトル

ペットボトルの出し方

①ラベルとキャップをはずす　②水で中をすすぐ　③つぶす　④ネットに入れる（※ビニール袋に入れた状態で入れない）

※このマークが目印です

出すときの注意　●ラベルは燃やすごみ、キャップは支所等の拠点回収に出してください。
●出し方を守ってくださると、より有効に再資源化できます。

燃やすごみ

収集日（週3回）

毎週 ○ ○ ○ 曜日

市指定ごみ袋（うぐいす色の袋に赤字）

生ごみ

水気を切ってから出してください。

食品ロスについて

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。
買い物時には必要な分だけ食材を買う、食べきれるだけの料理を作る、食事は残さず食べきる、などによって食品ロスを減少させることができます。

紙くず

資源物以外の紙類（ちり紙、カーボン紙など）

プラスチック類

プラスチック製容器包装　プラスチック製品

ゴム・皮革類

葉・草（1回につき2袋まで）

木・枝（1回につき3束まで）

長さ50cm以内・太さ5cm以内　直径20cm以内

木・枝は束ねて出す。

出すときの注意　●市指定ごみ袋（うぐいす色の袋に赤字）で出してください。
●一辺が50cmを超えるものは出せません。

燃やさないごみ

収集日（月1回）

毎月 ○ 回目の ○ 曜日

市指定ごみ袋（透明の袋に黒字）

小型家電類

燃料と電池を抜く

ガラス・陶磁器類

割れたものは紙に包み「キケン」と書く

金属類

刃物は紙に包み「キケン」と書く

飲食用以外の缶・びん

使い切るか、中身を抜く

一辺が50cmを超えるプラスチック類

ふたをはずし、中身を抜く

有害ごみ

●透明な袋に入れ、燃やさないごみと同じ日に、他のごみとは1m程度離して出します。

スプレー缶

屋外でガスを抜いて穴を開ける

蛍光管

購入の際のパッケージに入れて出してもOK

使い捨てライター

使い切るか、燃料を抜く

乾電池

テープで絶縁する

灰・ガレキ

数日以内に別事由で収集

1回につき1袋まで

小型充電式電池

30cmを超えるもの・AC出力端子付は持ち込みのみ

例）小型充電式電池単体・スマートフォン、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレス掃除機等のバッテリー、電気かみそり、電動工具、ハンディファン、電動式玩具、作業服用ファン　等

Ni-Cd　Ni-MH　Li-ion

テープで絶縁する
小型充電式電池が外せる製品は電池のみで排出する

出すときの注意　●種類ごとに別の袋に入れてください。
●ボタン電池は協力店へ。（型式記号SR・PR・LR）

出すときの注意　●市指定ごみ袋（透明の袋に黒字）で出してください。
●市指定ごみ袋に入らないものは、ごみと分かるように記載して出してください。

ごみの分け方・出し方検索

LINEや市公式ホームページで簡単に検索出来ます！

市原市公式LINE

LINEの友達追加からID検索またはQRコードで登録してください！

@ichiharacity

市原市公式ホームページ

市公式ホームページからも、ごみの分け方・出し方の検索ができます。ぜひご活用ください！

粗大ごみ

有料

幅・奥行き・高さの合計が150cm以上（一部例外あり）を超えるものは「粗大ごみ」となります。

●粗大ごみは、収集を依頼する方法と、福増クリーンセンターに直接持ち込む方法とがあります（裏面参照）。
●150cmを超えるものであっても、50cm以下に切断・分解すれば、燃やすごみ、または燃やさないごみとして出すこともできます。

大きさの測り方は右図を参考にしてください。（単位:cm）

〈合計150cm未満〉〈計算式〉❶+❷+❸=合計　粗大ごみではありません

〈合計150cm以上〉〈計算式〉❶+❷+❸=合計　粗大ごみです

粗大ごみの出し方の詳細は裏面をご覧ください。

市原市　ごみの出し方　検索　発行 資源循環推進課 ☎0436-23-9053（直通）　2025年10月

粗大ごみの出し方

粗大ごみは、収集を依頼する方法と、福増クリーンセンターに直接持ち込む方法とがあります。
高齢者や障害者手帳等をお持ちの方で、屋外に運び出すことが困難な方には、運び出しサービスがありますので、「粗大ごみ等のふれあい収集(右囲み参照)」をご覧ください。

粗大ごみの収集を依頼する方法

処理手数料

福増クリーンセンターに粗大ごみの収集を依頼する場合は、1点につき1,230円

◎例外的に1点と数える品目もあります。
こたつ布団・布団(2枚以内)、テーブルセット(1組)、ソファーセット(1組)、物干し竿(台1組と竿5本まで)

手順1
粗大ごみ処理券を購入する。

各支所や市役所資源循環推進課で購入するやり方と、郵送で購入するやり方があります。

○各支所や資源循環推進課で購入するときは、直接お越しください。

○郵送で購入するときは、福増クリーンセンターに電話またはインターネットで申し込み、コンビニエンスストア、金融機関又は郵便局等でお支払いください。

手順2
収集日を決める。

福増クリーンセンターに電話し、収集日(平日のみ)を決めます。
粗大ごみ処理券の表紙に、収集日と氏名を記入してください。





手順3
粗大ごみを出す。

収集日の朝8時30分までに、粗大ごみ処理券を貼り付けて玄関先(集合住宅は1階)に出してください。



〈収集依頼の申し込み、問い合わせ先〉
福増クリーンセンター ☎0436-36-1191

粗大ごみ等のふれあい収集

要介護認定や、重度の身体障害者手帳等の交付を受けていて、身近な者の協力を得ることが困難と認められる世帯が対象です。
現地確認等が必要となりますので、粗大ごみ処理券を購入する前に福増クリーンセンターへお問い合わせください。

犬猫等の死骸

道路上の死骸の収集は、福増クリーンセンターに依頼してください。家の敷地等にある死骸は、福増クリーンセンターに持ち込むか、収集を依頼してください(有料)。

一時多量ごみ

引っ越しなどによる一時多量ごみは、自分で福増クリーンセンターに持ち込むか、ごみ収集運搬業許可業者(下記参照)に依頼してください。

自分でごみを持ち込む場合

家庭系ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ・資源物)及び事業系ごみ(資源物を除く)は、自分で福増クリーンセンター及び平蔵一般廃棄物最終処分場に持ち込むことができます(有料)。

福増クリーンセンター
☎0436-36-1185
市原市福増124-2
月～土曜日(年末年始、祝・休日除く)8:30～16:00

平蔵一般廃棄物最終処分場
☎0436-89-2652 (コンクリートがら等に限る)
市原市平蔵1603
月～金曜日(年末年始、祝・休日除く)8:30～16:00

処理手数料

福増クリーンセンター等に自分でごみを持ち込む場合は、10kgにつき200円(10kgに満たないものは、200円とする。)

◎200kgを超える持ち込みの場合は、事前に福増クリーンセンターに届出が必要です。

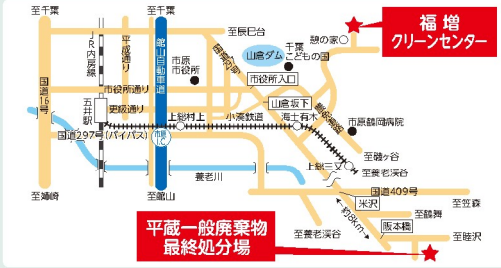

ごみ収集運搬業許可業者

引っ越しなどによる一時多量ごみで自己搬入できない方や、
粗大ごみを自分で玄関先まで出せない場合は、下記の業者にお問い合わせください。
(市外局番 0436)

タカハシ興産株式会社	市原市能満2079-10	☎74-7049
市原不燃物処理株式会社	市原市青柳北2-7-15	☎22-6651
環境美装株式会社	市原市西国吉1562-2	☎95-3052
千種興産株式会社	市原市千種海岸7-3	☎21-1141
みどり産業株式会社	市原市五井9093-3	☎22-2020
有限会社三和起業	市原市馬立1171	☎63-3017
鎌滝運送有限会社	市原市平蔵2023-1	☎89-2019
有限会社京葉クリーンテック	市原市迎田13-4	☎61-0297
丸八建設運輸株式会社	市原市飯沼107	☎23-4108
株式会社市原環境サービス	市原市上高根1172-3	☎95-3508
杉田建材株式会社	市原市牛久450-1	☎50-0111
三鬼産業株式会社	市原市姉崎775-1	☎61-2281
石井興業有限会社	市原市池和田621	☎88-2818

市では収集しないもの

法律で処理方法が決められているもの

●家電リサイクル法の対象品目

家電リサイクル法に基づき、販売店による回収や、メーカーによる再商品化(リサイクル)等が義務付けられています。
●買い替えや購入した店が分かる場合→販売店に引取依頼(有料)
●購入店が分からない場合→自分で指定引取場所に持ち込むか、福増クリーンセンターに収集を依頼(有料)
市内指定引取場所:リバー(株)市原事業所 ☎0436-43-1261
市原市八幡海岸通7-3

持ち込みや収集依頼の場合は、家電リサイクル券が必要になりますので、あらかじめ郵便局で家電リサイクル券をご購入ください。
(一財)家電製品協会家電リサイクル券センター ☎0120-319640

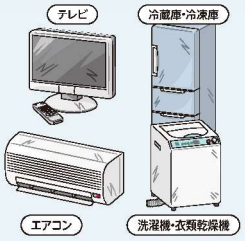

●家庭用パソコン

資源有効利用促進法に基づき、メーカーによる回収、リサイクルが義務付けられています。
メーカーが分かる場合は、各メーカーに引取依頼をしてください。
メーカーが分からない場合は、(一社)パソコン3R推進協会
☎03-5282-7685に相談してください。



メーカー等で処理方法を定めているもの

ごみの種類	相談先
自動車 	自動車リサイクル法に基づく引取業者(販売店など)
二輪車・オートバイ 	販売店や(公財)自動車リサイクル促進センター 二輪車リサイクルコールセンター ☎050-3000-0727
消火器 	販売店や(株)消火器リサイクル推進センター ☎03-5829-6773
ボタン電池 	ボタン電池回収推進センター ☎0120-266-205 (個化銀電池(形式記号 SR)、空気電池(同PR)、アルカリボタン電池(同LR)) 一般社団法人 電池工業会の リサイクル協力店の回収BOX

市で処理できないもの

専門の処理業者に依頼してください。	
有毒物・危険物 	薬品類、農薬、石綿、揮発油(ガソリン、シンナー等)ガスボンベ、火薬、バッテリーなど
その他のもの 	耐火金庫、ピアノ、厚さが10cmを超える木の幹・木製製品等、太陽光パネル(有害物質が含まれているもの)、神棚・仏壇、在宅医療廃棄物(注射針等鋭利なもの)、土、砂、石など

事業系ごみについて(産業廃棄物は除く)

事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物は、法律及び市の条例において事業者自らの責任において適正に処理することが定められています。
福増クリーンセンターに持ち込むか、ごみ収集運搬業許可業者へ委託してください。

家庭から出るごみ → ごみステーションに出すことができます。

家庭から発生する「家庭系ごみ」以外は、全て事業系ごみです。
事務所や店舗などとの併用住宅の場合も、それぞれに分けることが必要です。

事業所等から出るごみ → ごみステーションに出すことはできません。

事業所等から出るごみは、ごみステーションに出すことはできません。福増クリーンセンターへの持ち込み、またはごみ収集運搬業許可業者へ委託(有料)してください。

お店や事務所などの事業所等で出たごみには、家庭用の市指定ごみ袋を使うことはできません。ごみ集め等の際にも、事業系の市指定ごみ袋を使うなど、お気をつけください。



市指定ごみ袋
(うぐいす色の袋に青字)

〈事業系ごみ袋の販売〉
一般廃棄物処理業協業組合
☎0436-36-8827または、
ごみ収集運搬業許可業者へ
お問い合わせください。

ごみステーションのルールについて

ごみ出しについて

●決められた収集日の朝8時までに、ごみステーションに出してください。
●ごみステーションは、利用する人たちで管理しています。一緒に利用する方々の支障にならないよう、お互いにルールを守りましょう。
●収集時刻は、収集するごみの量や交通状況などの影響により、一定ではありません。

ルールを守らなかった場合は

●ルールを守らないで出されたごみは回収せず、啓発のためのシールを貼ってステーションに残します。
●取り残されたごみは、一度自宅に持ち帰り、ルールに従って、出し直してください。
●取り残されたごみや、ごみステーションについては、福増クリーンセンターへ。



生ごみ肥料化容器・処理機補助金

ごみの減量を図るため、生ごみ肥料化容器(コンポストなど)・処理機を購入した方に、補助金を交付しています。

●生ごみ肥料化容器(コンポストなど)
購入価格(税抜き)の1/2を補助 限度額3,000円

●生ごみ処理機
購入価格(税抜き)の1/3を補助 限度額20,000円



屋外焼却行為の禁止について

ごみの屋外焼却(野焼き)は、法律で、基本的に禁止されています。
例外的に認められる場合でも、洗濯物等ににおいをつけたり、汚したりして、周辺地域の迷惑となることがあるので、特に注意してください。
なお、ビニールその他のプラスチック類、紙類等は、焼却しないでください。



問い合わせ先 ごみの分け方・出し方について
資源循環推進課 ☎0436-23-9053(直通)
市原市国分寺台中央1丁目1番地1

問い合わせ先 ごみの収集、処理及びごみステーションについて
福増クリーンセンター ☎0436-36-1185
市原市福増124番地2